

## 小牧市水道事業告示第6号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月31日

小牧市水道事業

小牧市長 天野 正 基

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所または事務所の所在地  
岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地  
株式会社 電算システム  
代表取締役 高橋 譲太
- 2 公金事務の内容  
水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の収納事務  
（コンビニエンスストア収納及びキャッシュレス決済収納事務）
- 3 指定公金事務取扱者指定の日  
令和8年3月31日
- 4 委託した公金事務の開始日  
令和8年4月1日